

事務連絡（安-2020-69）

令和3年2月9日

（配布先）

施工担当部署長・建設所長・設備部長
副部長、副所長、統括工事長（建築・土木）
安全長・安全主任
S・B・L・C 関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店
安全環境部長

【紙回覧】 仮設設備に係る墜落災害防止について（要請）

標記のように、安全環境本部より事務連絡が発行されましたのでお知らせします。

他支店の新築工事作業所において、鉄骨大梁の本締め作業中の鍛冶工が約5m墜落するという災害が発生しました。（添付資料参照）

安全環境本部の現地調査から墜落の原因が記載されていますが、まずは墜ちない設備を設置し、取付時・使用前に点検してください。また不安全な箇所は速やかに是正し、是正後に次作業を開始させてください。

同種災害再発防止の為、添付資料に記載されている安全環境本部安全部長の要請を作業所関係者に周知徹底してください。

以上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-50
令和3年2月3日

安全環境本部
安全部長

仮設設備に係る墜落災害防止について（要請）

先日、当社新築工事作業所において、鉄骨大梁の本締め作業中の鍛冶工が約5m墜落するという災害が発生しました。鉄骨大梁に取り付けたトビックに鍛冶工が乗って作業を行っていた際、大梁から外れたトビックと共に下部エレベーターピット内に落下したのですが、被災者がとっさに近くの部材につかまったため、奇跡的に打撲のみの不休災害で事なきを得ました。（別紙参照）

現地調査の結果、トビックを固定する2か所の金具の締め付けが甘く、単にフックをひっかけた状態であったことが判明しました。また、安全帯が、取扱説明書記載の注意事項に反して、トビック自体に掛けられていたため、墜落災害防止措置として機能しなかったこと、さらに、水平ネットが、エレベーター間柱等の鉄骨建方に伴い、一時撤去されたまま復旧されていなかったこともわかりました。

つきましては、同種の墜落災害を防止するため、下記事項を作業所関係者に周知徹底するよう強く要請します。

記

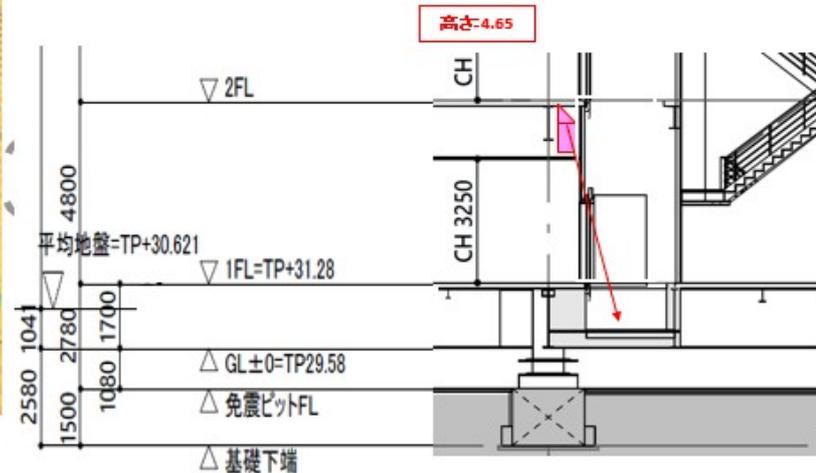
1. トビック等の作業用足場を鉄骨部材に取り付けて作業する場合、取付け後及び使用前に適切に固定されているか点検させること。
2. トビックを使用する場合、トビックに安全帯を掛けない等、取扱説明書に記載されている注意事項、順守事項等を使用者によく確認させること。
3. 一時撤去した水平ネットは速やかに復旧させ、墜落の危険がある作業はダブルセーフティの確保をもって開始させること。

以上

(墜 落) 大梁ボルト本締め作業中にトビックごと墜落

◇ 発生日時： 2021年1月28日 (木) 午後2:30分頃

◇ 被災者： 鍛冶工 24 歳 (所属 2次) 経験 2年9ヶ月



【発生状況】

鉄骨大梁本締め作業中、鉄骨大梁に取り付けていたトビックに乗って本締めをしているとき、乗っていたトビックが大梁から外れ、トビックごと下部ELVピット内に約5m落下した。
(安全帯は乗っていたトビックに掛けていた。水平ネットはELV間柱等鉄骨建方のため一時撤去して、復旧されていなかった)

(打 撲) (休業見込日数 0 日)